

長与町立図書館整備計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長与町立図書館整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 長与町立図書館の建設にあたり、町内全域における図書館サービスの在り方を検討するとともに、施設の指針となる基本計画を策定するための委員会を置く。

(組織)

第3条 委員の定数は15人以内とし、優れた識見を有する者及び一般公募した者のうちから、教育長が委嘱する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長の選任は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第5条に定める事務が完了するまでとする。

(所掌事務)

第5条 委員会は、図書館の建設及びその整備に関し調査検討し、基本計画を策定するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見等を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて会議の状況を教育長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。